主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遊田多聞の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由を見出しがたいと記述するにすぎない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	斎	藤	悠		輔
	裁判官	沢	田	竹	治	郎
	裁判官	真	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎